

## 静岡文化芸術大学キャリアセンター長の任期及び選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学キャリアセンター長（以下「センター長」という。）の任期及び選任に関し、必要な事項を定める。

(任期)

第2条 センター長の任期は4年とし、再任を妨げない。

2 任期の途中でセンター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選任の事由)

第3条 センター長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長の職にある者が定年退職するとき。
- (3) センター長が辞任したとき。
- (4) センター長が前各号以外の理由により欠員となったとき。

(選任の時期)

第4条 センター長候補者の選任は、前条に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号による場合は、その事由が生じる以前に行う。
- (2) 前条第3号及び第4号による場合は、その事由が生じた後、速やかに行う。

(選考及び任命)

第5条 学長は、静岡文化芸術大学の職員のうちから、センター長候補者を選考して、理事長に申出をする。

2 理事長は、前項の申出に基づきセンター長を任命し、役員会に報告をする。

(委任)

第6条 この規則の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の制定後最初に行われるセンター長の任命については、第5条に規定する選考手続に基づくことを要しないものとし、理事長が任命する。
- 3 この規則の制定後最初のセンター長の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。
- 4 静岡文化芸術大学進路部長の任期及び選任に関する規則は廃止する。

附 則 (令和2年4月1日静岡文化芸術大学副学長の任期及び選任に関する規則等の一部を改正する規則)  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。